

ビキニ事件被ばく船員の救済を求める 2つの裁判にご支援を



ビキニ被ばく船員訴訟を支援する会

ビキニ被ばく船員訴訟で二つの裁判
1954年3月、米国が行ったマーシャル諸島海域での水爆実験で、第五福竜丸の他に多くの漁船や貨物船などが被ばくしました。汚染マダロを放棄したマダロ船は全国で延べ1000隻に及びました(ビキニ事件)。当時日本政府は、米国側の見舞金200万ドルを受け取り、損害請求権と被災者への救済措置を放棄し、70年間、ビキニ事件の真相を隠してきました。

かにしてきました。真相究明と救済を求めて、2019年12月の国賠訴訟高松二つの裁判をたたかうことになりました。訴訟の経過
19名の被ばく船員と遺族は、操業中の被ばくが原因だとして、2016年3月に船員保険適用を求める申請を行い、さらに再審査請求しました。却下され

され、関東の原爆被爆者の会、全日本民医連、日本原水協など支援が広がりました。
2020年3月、全国けんぽ協会に労働申請却下取消しを求める裁判と、国に對して憲法29条に基づく損失補償を求める裁判を高知地裁に起こし、船員と遺族は二つの裁判で見捨ててきた国やけんぽ協会の責任を糾し、救済措置を求めたいきます。
7月26日に東京地裁で、原告14名によるビキニ被ばく船員保険訴訟の第一回口頭弁論(公開)が行われました。コロナ禍にもかかわらず、全退協、首都圏の原爆被爆者の会や、被爆二世の会、全日本民医連、日本原水協の皆さん約40名が傍聴席を埋め、終了後に記者会見しました。



参議院議員会館で報告を行う 弁護団 2022.7.26

1955年1月の日米合意により、ビキニ水爆実験で被ばくしたことについて米国に対する損害賠償請求権を行使できなくなつた損失があるとして、国に對して、憲法29条3項を根拠としてその補償を求めたいきます。
6月7日には、土佐清水市での出張法廷で、4名の元船員本人が、被ばくの状況等について、証言を行いました(非公開でした)。その後、



高知地裁証人尋問後の記者会見 2022.6.17

報告集会和記者会見が開かれました。9月2日、コロナ感染拡大が懸念される中、高知地裁で第2回口頭弁論が行われました。下本節子原告団長、南拓人弁護

2つの裁判をたたかうために、当分の経費として1000万円の裁判費用を必要としていきます。9月1日からクラウドファンディング

団長、支援する会の皆さんが横断幕を手に入りました。支援する会のメンバーなど28人が傍聴席に座りました。南弁護士は被告が損失補償を否定する主張に對する反論を行い、続いて高林藍子弁護士は、6月17日の4人の原告の証人尋問を踏まえて、原告の元漁船員に許される時間が残されていないことを主張しました。次回は12月16日です。

裁判費用の支援を目標1000万円!



高知地裁に入廷する原告団2022.9.2

ビキニ裁判を支援するクラウドファンディング
9月1日スタートしました 11月30日まで

クラウドファンディングのURL
<https://readyfor.jp/projects/Bikini1954>
問合せ先:高知県原水協内(松繁) TEL/FAX(088)875-3917
Mail:kochigensuikyoku@outlook.jp

グを立ち上げ、10月25日時点で300万円を達成しています。またこれから別途に、振込用紙でも募金を呼びかけていきます。(橋元陽二)